

## ○八王子市障害者療育センター事業運営要綱

平成12年4月1日施行

改正	平成15年4月1日	平成17年7月1日
	平成18年10月1日	平成24年4月1日
	平成25年4月1日	令和4年4月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市が開設する八王子市障害者療育センター（以下「センター」という。）が行う指定生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、八王子市障害者療育センター条例及び同条例施行規則に定めるもののほか、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活支援員等（以下「職員」という。）が、利用者に対し、適正な指定生活介護を提供するため、必要な事項を定めるものとする。

## (実施主体)

第2条 事業の実施主体は八王子市とし、事業を実施する運営主体は、指定管理者（以下「運営主体」という。）とする。

運営主体は、事業のうち給食サービス及び送迎サービス等については、他の民間事業者により事業の一部を委託することができるものとする。

この場合において、運営主体は、その民間事業者に対し、当該事業が適切かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

## (実施施設及び名称等)

第3条 事業の実施施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

ア 名称 八王子市障害者療育センター カームかすが

イ 所在地 八王子市長沼町1306番地4 八王子長沼通所センター3階

## (運営の方針)

第4条 事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定するものに対して、入浴、排せつ及び食事の介護並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 職員は、指定生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うものとする。

3 指定生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

4 常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該利用者の心身の特性に対応した指定生活介護の提供ができる体制を整えるものとする。

## (職員の職種、配置基準及び職務内容等)

第5条 この事業を行うに当たっては、次の職員を配置するものとする。

なお、次のア、イ及びオのうち1名の職員は、原則として常勤職員とする。

ア 施設長（管理者） 1名（常勤）

施設長は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

イ サービス責任管理者 1名（常勤）

サービス管理責任者は、生活介護計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定生活介護の利用の申し込みに係る調整、職員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

ウ 生活支援員

配置定数は、原則として、利用者1.7人に対し生活支援員1人とする。

生活支援員は、基本事業の実施に当たり必要な指導及び介護を行う。

エ 医師 1名（嘱託員）

医師は、利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

オ 看護師 2名（常勤1名、非常勤1名）

看護師は、利用者の日常生活上の健康管理に関するを行う。

カ 給食サービスの実施に当たって、その実施に必要な職員（食品衛生管理者の資格を有する者）

キ 事務職員

ク 理学療法士 1名（非常勤）

作業療法士 1名（非常勤）

第8条（1）の基本事業を効果的に実施するため、専門的技術を有する者を必要に応じ、確保するものとする。

ケ その他必要な職員

（開所日及び開所時間）

第6条 施設の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

ア 開所日 月曜日から金曜日まで

ただし、祝日及び12月28日から1月4日までを除く

イ 開所時間 午前9時30分から午後4時まで

（指定生活介護の利用定員）

第7条 この事業の利用定員は、30名とする。

（指定生活介護の内容及び利用者から受領する費用について）

第8条 事業の内容は次のとおりとし、指定生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。そのうち利用者負担額は、原則1割の額とする。ただし、八王子市長が別に定める月額負担上限額の範囲内とする。また、利用者負担額は、利用者若しくはその扶養義務者から支払いを受けるものとする。

#### (1) 基本事業

この事業は、利用者実態等に応じ、次の事業内容のうち、機能訓練を中心とし、原則として週5日実施するものとする。

ア 機能訓練

理学療法・作業療法等による機能回復訓練、日常生活における基本的動作の指導、集団生活の適応訓練等

イ 文化、創作的活動

造形、音楽リトミック、調理等の技術援助及び作業等

ウ 介護方法の指導

家族及びボランティア等に対する介護技術指導等

エ レクリエーション

散歩や行事等の施設外での活動、レクリエーション等

オ 健康指導

健康チェック、健康相談

#### (2) 日常生活上の支援

食事・入浴・排せつ等の介護を行う。

給食サービスは、利用者の障害の程度、状況を十分勘案するとともに、食品衛生管理について十分配慮して実施するものとする。

#### (3) 送迎サービス

送迎サービスは、車いすのまま利用できるリフトバスを配置して行うものとする。

2 前項のほか、次に掲げる費用については利用者から徴収するものとする。

ア 食材料費 給食にかかる食材実費額

イ 前号のほか事業に提供される便宜のうち創作的活動等及び日常生活において必要となるものに係る費用についての実費額

3 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払いを受ける場合においては、利用者等に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（事業の主たる対象者）

第9条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

身体障害（肢体不自由1級又は2級）かつ知的障害（1度又は2度）の障害程度である者

（利用にあたっての留意事項）

第10条 利用者は、この事業における指定生活介護の提供を受ける際、次のことに留意すること。

(1) 施設設備の利用

施設内の訓練室や設備等の利用に際し、利用者の過失による破損等があった場合には賠償してもらうことがあること。また、他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしてもらうことがあること。

(2) 宗教活動等

他の利用者等に対する布教活動等は禁止する。

（事業の実施地域）

第11条 この事業の実施地域は、原則八王子市内とする。

（設備）

第12条 この事業を実施する施設には、次の設備を設けるものとする。

ア 静養室兼相談室

イ 日常生活訓練室兼社会適応訓練室

ウ 作業室

エ 食堂及び厨房

オ 便所

カ 洗面所及び浴室

（緊急時等における対応方法）

第13条 職員等は、指定生活介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第14条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置）

第15条 運営主体は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに八王子市へ報告し、防止策を講じる。

2 虐待防止管理責任者は、運営主体の管理者とする。

3 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年1回以上開催し、虐待防止のための計画策定、虐待発生後の検証と再発防止策の検討等を行うとともに、その内容については職員に周知徹底する。

4 職員に対し、虐待防止のための研修を年1回以上は開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。

5 苦情解決体制を整備する。

6 利用者の虐待の防止、虐待を受けた利用者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による利用者の被害の防止及び救済を図るために、成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。

（身体拘束の禁止）

第16条 運営主体は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 運営主体は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身

の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 運営主体は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。

（その他運営についての重要事項）

第17条 職員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

ア 採用時研修 採用後3か月以内

イ 継続研修 年2回

前号のほか、必要に応じて健康管理、摂食指導等の研修を行うものとする。

2 職員は、利用者のプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に万全を期するものとし、正当な理由なくその業務を通じて知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。退職した後も同様とする。

3 事業の運営は、毎年度事業計画を策定して実施するものとし、利用者の個別支援計画等は、利用状況等に応じて適切な支援ができるよう定めるものとする。

4 この事業を効果的に推進するため「委員会」等を設置し、利用者からの苦情を処理するための措置を講ずるものとする。

5 事業の運営に当たっては、市、知的障害者相談員、知的障害者関係団体等との連絡を密にするとともにボランティアをはじめ地域社会の理解と協力を得られるように配慮するものとする。

6 利用者の健康管理については、障害の程度、状況等に十分に留意し、必要に応じて、嘱託医の指示を受けるとともに、協力医療機関を確保し、連携を図るものとする。

7 この要綱に定める事項のほか、運営に関する重要事項は八王子市と運営主体との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領

	26 福保障居第3182号
	平成27年 3月31日
改正	27 福保障居第3419号
	平成28年 3月30日
改正	29 福保障施第3682号
	平成30年 3月30日
改正	31 福保障施第1589号
	令和 元年 9月19日
改正	2 福保障施第3900号
	令和 3年 3月29日
改正	3 福保障施第3613号
	令和 4年 3月 31日
改正	5 福保障施第0874号
	令和 5年 6月 30日
改正	5 福祉障施第2606号
	令和 6年 3月 31日

## (目的)

## 第1条

東京都重症心身障害児（者）通所事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第6条の2の2に規定する児童発達支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を行うもののうち、重症心身障害児（者）又は医療的ケアスコア16点以上の児者（以下「重症心身障害児（者）等」という。）を対象とし以下に定める基準を満たし福祉局長（以下「局長」という。）の指定を受けた事業所（以下「都重心通所事業所」という。）に対する支援を行い、在宅の重症心身障害児（者）等の日中活動の場を確保することを目的とする。

## (対象者)

## 第2条

本事業の対象者は、都内区市町村が児福法第21条の5の5第1項に基づく通所給付決定、もしくは障害者総合支援法第19条第1項に基づく支給決定をしている在宅の重症心身障害児（者）等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 障害の程度が重度であるため、地域の障害児施設等への通所が困難な未就学児
- (2) 特別支援学校を卒業した者又は18歳以上の者で障害の程度が重度であるため、地域の障害者施設等への通所が困難な者
- (3) 障害の程度が重度でかつ医療的ケアを必要とする原則として3歳未満の心身障害児であって、保護者への指導が必要な者
- (4) 医療的ケアスコア16点以上で地域の障害児者施設等への通所が困難な児者

## (都重心通所事業所におけるサービスの内容)

### 第3条

都重心通所事業所は、専門の医師及び看護師による診断、治療及び指導を行うほか、日常生活動作訓練、保持している運動機能等の低下防止などの療育や地域社会の中で生活していくための支援を実施するものとする。なお、前条第3号に掲げる者については、原則として保護者とともに通所させ、併せて保護者への必要な指導を実施するものとする。

(施設における事業の運営)

### 第4条

都重心通所事業所は、本事業の運営に当り、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 非常災害時の避難計画の作成等、防災対策に十分配慮するものとする。
- (2) 設備及び備品の清潔保持及び安全性について、十分留意するものとする。
- (3) 当該地域における病院、その他の関係機関と常に密接な連携を保ち、必要な場合は、十分な協力が得られるよう配慮するものとする。

(種類)

### 第5条

都重心通所事業所の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医療型都重心通所事業所(以下「医療型」という。)  
児福法第21条の5の15又は障害者総合支援法第36条第1項の規定に基づき、知事による指定を受けた事業所の全部又は一部において、主たる対象を第2条に掲げるものとし、別表1(1)に定める基準を満たし、局長が都重心通所事業所として指定したもの。
- (2) 医療型都重心通所事業所(都立施設)(以下「都立施設」という。)  
(1)に基づき医療型の指定を受けたもののうち、東京都が設置したもの。
- (3) 地域施設活用型都重心通所事業所(以下「地域施設活用型」という。)  
児福法第21条の5の15又は障害者総合支援法第36条第1項の規定に基づき、知事による指定を受けた事業所の全部又は一部において、主たる対象を第2条に掲げるものとし、別表1(2)に定める基準を満たし、局長が都重心通所事業所として指定したもの。

(都重心通所事業所の指定)

### 第6条

都重心通所事業所の指定等は、次の各号に掲げる手続により行うものとする。

- (1) 都重心通所事業所を運営しようとする者(以下「申請者」という。)は、その運営開始前までに、東京都重心通所事業所指定申請書(別記第1号様式)及び運営取組方針(事業計画書)を局長に提出しなければならない。
  - (2) 局長は、前号の申請があったときは、申請者に係る重症心身障害児(者)等に対する支援実績、実施能力等を審査の上、指定の可否を決定し、東京都重心通所事業所指定・不指定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。
  - (3) 申請者は指定内容に変更が生じる場合には、あらかじめ又は変更後10日以内に東京都重心通所事業所変更届(別記第3号様式)により局長に届け出るものとする。
  - (4) 都重心通所事業所の事業を廃止しようとするときは、あらかじめ東京都重心通所事業所廃止届(別記第4号様式)により局長に届け出るものとする。
  - (5) 都重心通所事業所の指定後に、別表1に定める基準を満たしていないことが判明した場合、又は障害者総合支援法及び児福法等関係法令等に基づき都が行う運営指導等に従わない場合、局長は、東京都重心通所事業所指定取消通知書(別記第5号様式)により当該指定を取り消すことができる。
- 2 東京都重症心身障害児(者)通所事業所の指定は、社会福祉法人、日本赤十字社、特定非営利活動法人(公益財団法人を含む)、一般社団法人(公益社団法人を含む)、医療法

人、学校法人又は宗教法人等の営利を目的としない法人及び区市町村を対象として行う。

(報告等)

#### 第7条

前条の規定により指定を受けた都重心通所事業所の施設長（以下「都重心通所施設長」という。）は、新たに通所させようとする者について、利用契約を行う前に新規利用開始届（別記第6号様式）に施設意見書（別記第10号様式）を添えて局長に届け出るものとする。

- 2 都重心通所施設長は、サービス提供を行った翌月10日までに当該月における指定を行った定員に対する利用者を別表3に基づき分類し、利用者名簿（別記第7号様式）を局長に提出するものとする。
- 3 都重心通所施設長は、利用者が退所した場合、退所届（別記第11号様式）を局長に提出するものとする。
- 4 第9条第2項に基づき支援を受けた施設長は、看護師及び福祉職（医療的ケアが実施できる職員に限る）を超重症児等受入促進員として配置又は変更した場合は、速やかに重症心身障害児（者）通所事業超重症児等受入促進員届出書（別記第8号様式）を局長に提出するものとする。
- 5 施設長は、第6条の（5）に基づき、別表1に定める基準を満たしていることを確認するために、局長に求めに応じ「東京都重症心身障害児（者）通所事業所定期状況報告書」（別記第12号様式）を年に1度提出するものとする。

(支援の内容)

#### 第8条

都重心通所事業所に対する支援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、都立施設を除く。

- (1) 運営費補助  
都重心通所事業所の運営を支援するための助成をいう。
- (2) 超重症児等受入促進員経費  
医療型であって、超重症児（者）・準超重症児（者）及び医療的ケアスコア16点以上の児者を受け入れ、次表に定める基準を満たす都重心通所事業所に対し支援する。

対象施設	前年4月1日現在の定員に占める超重症児（者）及び準超重症児（者）数の割合が、下欄の基準（割合）を超える施設において、超重症児等受入促進員として看護師及び福祉職を配置した施設
基準	42.2%

(援護の実施者)

#### 第9条

前条に規定する事業の実施主体は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号の実施主体（以下「援護の実施者」という。）は、都重心通所事業所の通所者に対し、児福法第21条の5の5第1項に基づく通所給付決定、もしくは障害者総合支援法第19条第1項に基づく支給決定を行った区市町村とする。
- (2) 前条第2号の実施主体は、東京都とする。

(支援の実施方法)

#### 第10条

第8条に規定する支援の実施方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 運営費補助  
別表2に掲げる、都基準日額単価から標準日額単価を控除した額に出席率係数を

乗じた額を、利用日数に応じて助成する。なお、出席率係数は実績を元に算出し、別途通知する。

(2) 超重症児等受入促進員経費

本支援は、医療型であって、第8条第2号に定める基準を満たす都重心通所事業所に委託して実施するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 東京都重症心身障害児（者）通所事業事務取扱要領

27福保障居第3198号  
平成28年3月29日  
改正 29福保障施第3682号  
平成30年3月30日

### 第1条 目的

平成27年3月31日付26福保障居第3182号「東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づく事務取扱を定めることにより円滑な事業の執行に資することを目的とする。

### 第2条 並行利用

通所先の確保などの公平性の観点から、以下の並行利用は認めないものとする。

- (1) 複数の都立通所施設（重症心身障害児（者）通所事業（以下「重心通所事業」という。）、児童発達支援、医療型児童発達支援のいずれかを行うもの）の並行利用
- (2) 都立通所施設と民間の重心通所事業所等（都立以外の公立施設を含む）との並行利用
- (3) 複数の民間の重心通所事業所等（都立以外の公立施設を含む）の並行利用
- (4) 生活介護事業所、児童発達支援事業所又は医療型児童発達支援事業所（以下「生活介護事業所等」という。）の一部で重心通所事業を実施する場合の、当該生活介護事業所等と重心通所事業の並行利用

2 ただし、前項の（2）、（3）に限り、以下全てを満たす場合には並行利用を認めるものとする。

- (1) 並行利用を受け入れる予定の事業所について、今後の新規利用申込者（重心通所事業を初めて利用する者）への対応に十分配慮した上で、なお現在の定員に一定の余裕があること
- (2) 利用者本人について、並行利用の必要性が認められること

3 前項により並行利用をする場合には、事業所間で密な連携をとり、利用者の状況等について情報の共有を図るものとする。

### 第3条 出席率

当該年度に適用する出席率係数を定めるための出席率については、次のとおり取り扱うこととする。

なお、出席率は「出席日」を「出席予定日」で除し、小数点第2位を四捨五入する。

また、出席率係数は年度を単位に定めるものとする。

#### (1) 医療型

施設ごとの直近の過去5年間の平均値とする。ただし、事業実績が5年間に満たない場合は事業実績のある期間（年度単位）の平均値とする。

#### (2) 地域施設活用型

施設ごとの直近の過去5年間の平均値とする。ただし、事業実績が5年間に満たない場合は事業実績のある期間（年度単位）の平均値とする。

上記（1）（2）に係わらず、新たに事業を開始する場合又は過去1年間の事業実績が存在

しない場合は、都重心通所事業所の種類ごとの施設全体の平均値（医療型、地域施設活用型とも直近の過去5年間）とする。

#### 第4条 変更届

実施要領第6条（3）に基づく変更届については、次のとおり取り扱うこととする。

- （1）都基準日額単価の変更を伴う場合（通所手段の有無、1日通所定員の変更、本体定員の変更等）は概ね2月前には都に相談を開始し、1月前に都に提出する。
- （2）その他の変更は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく変更手続きに合わせて、都に提出する。

#### 第5条 標準職員配置

実施要領別表1に定める標準職員配置基準表の取扱は、常勤換算方法により算出し、次のとおりとする。

##### （1）看護職員

常勤換算結果が職種別内訳で定める人数以上となること。ただし、1人以上は常勤専従であること。

なお、常勤換算に当たっては、小数点第2位を切り捨てること。

##### （2）介護員等

常勤換算結果が職種別内訳で定める人数以上となること。ただし、1人以上は常勤専従であること。

なお、常勤換算に当たっては、小数点第2位を切り捨てること。

##### （3）理学療法士等

常勤換算結果が職種別内訳で定める人数以上となること。

なお、常勤換算に当たっては、小数点第1位を切り上げること。ただし、定員一人当たり週1回以上理学療法士等による訓練を受けられる体制を確保できる人数とすること。

#### 附則

この要領は平成28年4月1日から適用する。

#### 附則

この要領は平成30年4月1日から適用する。

八王子市重症心身障害者通所事業実施要綱

平成24年4月1日施行

(目的)

第1条 八王子市重症心身障害者通所事業（以下「事業」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する指定障害福祉サービスのうち、法第5条第7項に規定する生活介護を行う事業として、在宅の重症心身障害者に対し、できるだけ長い期間、家族とともに地域社会の中で生活していけるよう、必要となる日常生活及び集団生活の訓練や家族等への支援を行うことにより、重症心身障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は八王子市とする。

(事業の運営)

第3条 事業の運営については、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が、施設を管理している場合は、その指定管理者が事業の運営を行う。
- (2) 前号に該当する以外の施設における事業の運営については、重症心身障害児（者）に係る生活介護等を行う施設を運営する社会福祉法人等に委託することができる。
- (3) 第1号の指定管理者及び前号に基づき事業の運営の委託を受けた社会福祉法人等を「運営主体」とする。
- (4) 前号の運営主体は、事業のうち送迎サービス等については、他の民間業者に事業の一部を委託することができるものとする。この場合、当該社会福祉法人等は、その民間業者に対し、当該事業が適切かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

(実施場所)

第4条 事業は、別表の施設において実施する。

(実施基準)

第5条 事業は、この要綱のほか、法、「東京都重症心身障害児（者）通所事業等実施要領」（令和6年3月31日付5福祉障施第2606号。以下「東京都要領」という。）、本事業の運営に係るその他の法令等に基づき実施する。

(事業内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 専門の医師及び看護師による診断及び指導
- (2) 地域社会の中で生活してくために必要な日常生活動作訓練
- (3) 保持している運動機能等の低下防止訓練
- (4) 集団生活の訓練
- (5) 介護方法の指導
- (6) 文化・創作的活動、レクリエーション
- (7) 健康管理・指導
- (8) 日常生活上の支援
- (9) 家族等の相談に応じ必要な助言及び支援
- (10) 車両による送迎
- (11) その他市長が必要と認める事項

(利用対象者)

第7条 事業の利用対象者は、次のとおりとする。

1 別表のアの施設について

都内に住所を有する在宅の18歳以上の者で、障害の程度が重度であるため、地域の障害者施設等への通所が困難な、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害（肢体不自由1級又は2級）かつ知的障害（1度又は2度）の障害程度
- (2) 主に濃厚な医療的ケアが必要
- (3) 自力で移動する機能を喪失

2 別表のイの施設について

八王子市内に住所を有する在宅の18歳以上の者で、障害の程度が重度であるため、地域の障害者施設等への通所が困難な、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害（肢体不自由1級又は2級）かつ知的障害（1度又は2度）の障害程度
- (2) 濃厚ではないが一定の医療的ケアが必要
- (3) 自力での移動が困難

(利用定員)

第8条 事業の1日当たりの利用者の上限である定員は、別表1の人数とする。

(利用日数)

第9条 事業の利用者1人について1月当たりの利用日数は、原則として当該月における日数から8日を控除した日数とする。

(利用時間)

第10条 事業の利用時間は、別表のとおりとし、送迎の時間は含まない。

ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

第11条 事業の休業日は、別表のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(利用の手続等)

第12条 事業を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この承認をしないことができる。

(1) 療育に特別の技術又は設備を要すると認めたととき。

(2) 管理運営上支障があると認めたととき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたととき。

2 事業の利用の承認を受けようとする者又はその保護者(親権を行う者、成年後見人その他の者で、利用の承認を受けようとする者を現に保護する者をいう。)は、八王子市重症心身障害者通所事業利用申請書(第1号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合において、利用を承認したときは八王子市重症心身障害者通所事業利用承認書(第2号様式)を、利用を承認しないときは八王子市重症心身障害者通所事業利用不承認通知書(第3号様式)を交付するものとする。

4 市長は、第1項の申請があったときは、一定の期間を定めて利用しようとする者に、別表1の施設のうち利用を希望する施設を試みに利用させ、又は利用しようとする者の家庭を訪問する等の方法で利用の適否を調査することができる。

(利用承認の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) 第7条に定める要件に該当しなくなったとき。

(2) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。

(4) 工事その他の都合により必要があるとき。

2 市長は、前項の規定により、利用の承認を取り消すときは八王子市重症心身障害者通所事業利用承認取消通知書(第4号様式)を、利用の停止を命ずるときは八王子市重症心身障害者通所事業利用停止命令書(第5号様式)を交付するものとする。

(利用の辞退)

第14条 利用者又はその保護者(親権を行う者、成年後見人その他の者で、利用している者を現に保護するものをいう。)は、事業の利用を辞退しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(利用の制限)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、事業の利用を制限することができる。

- (1) 定員を超えるとき。
- (2) 利用しようとする者が伝染性の疾患を有するおそれがあるとき。
- (3) 利用しようとする者が疾病及び身体上の状況により事業の利用が困難なとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたとき。

(運営主体)

第 16 条 第 12 条から前条については、運営主体が事業の運営を行うに際して、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、市長とある部分を運営主体と読み替えるものとする。

(健康管理)

第 17 条 運営主体は、利用者が安全に支援を受けるための健康管理については、次のとおりとする。

- (1) 利用者の健康状況の把握に努めるものとする。
- (2) 指導医による検診及び相談を定期的実施するものとする。
- (3) 利用者が負傷し、又は疾病にかかったときは、適切な措置をとるものとする。
- (4) 利用者の使用する設備、食器等の衛生的な管理に努めるものとする。

(個別支援計画)

第 18 条 運営主体は、利用者の個別の支援に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画を作成するとともに、当該個別支援計画に基づき、適切に支援を提供するものとする。
- (2) 個別支援計画の作成に当たっては、利用者及びその保護者とともに行い、利用者の意向が適切に反映されるよう努めるものとする。
- (3) 個別支援計画には、利用者の必要とする支援の内容及び支援を提供するうえでの留意事項を記載するものとする。
- (4) 個別支援計画の実施状況を十分に把握するとともに、定期的に及び必要に応じて見直しを行うものとする。

(帳簿の作成、保存)

第 19 条 運営主体は、利用者のカルテ、支援記録、健康管理記録等の帳簿を備え、利用者に対して実施した診療、訓練、指導等の事項を記録しておくものとし、利用者が施設の利用を終了した場合、退所した年度の翌年度当初から起算して 5 年間保存しなければならない。

2 運営主体は、通所事業に要した経費の出納関係を明確にした帳簿を作成するとともに、証拠書類の整備に努め、市長が必要とするときはこれを提出するものとする。

(個人情報保護)

第20条 運営主体は、利用者の支援に当たっては、個人情報保護の重要性を認識し、基本的人権を侵害することのないよう、個人情報の記録媒体の保管管理においては施錠可能な保管庫を使用する等、個人情報の保護に努めなければならない。

(費用の負担)

第21条 利用者又はその保護者は、次の各号の費用を負担するものとする。

- (1) 提供を受けた指定生活介護に係る利用者負担額
  - (2) 食事の提供に要する費用
  - (3) 創作的活動に係る材料費
  - (4) 日用品費
  - (5) 前四号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者又はその保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該指定生活介護が法定代理受領サービスであるときは、各市区町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

(災害予防及び訓練)

第22条 運営主体は、常に災害の予防に努めるとともに、非常災害その他の緊急の事態に対する措置についてあらかじめ計画を作成し、利用者の訓練を行うものとする。

(損害賠償の義務)

第23条 利用者が、施設の建物等を損傷又は滅失させたときは、利用者又はその保護者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなくてはならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、施設と協議のうえ、その額を減額し、又は免除することができる。

(市の役割)

第24条 市は、事業の実施主体としての責務を踏まえ、施設と緊密な連携を図り、事業の円滑な実施に努めるものとする。

- 2 市及び運営主体は、東京都重症心身障害児(者)通所事業所管部署、東京都児童相談所、医療機関、学校、福祉施設等との連携を緊密にし、通所事業の効果的な運営に努めるものとする。

(運営主体の役割)

第25条 運営主体は、家族等との連絡を密接に行い、相談等を受け、家庭における療育等が適切に行われるよう、必要な助言、指導を行い、一貫した療育等の体制がとられるよう配慮するものとする。

2 運営主体は、市から求めのあるときは、速やかに事業内容等を報告し、指示に従うものとする。

3 運営主体は、事業の目的を達成するため、市及び前条第2項に掲げる機関と緊密な連携を図り、事業の円滑な実施に努めるものとする。

(委任)

第26条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置) 改正前の様式は、所要の修正を加え使用することができる。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表

	施設名	施設の所在	定員	利用時間
ア	八王子市小児・障害メディカルセンター内重症心身障害者通所施設 (島田療育センターはちおうじ)	八王子市台町四丁目 33番13号	30人	午前9時40分から 午後4時まで
	休業日			
	(1)日曜日及び土曜日 (2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日 (3)1月2日及び同月3日並びに12月28日から同月31日まで (4)3月29日から3月31日まで (5)前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた日			
イ	施設名	施設の所在	定員	利用時間
	八王子市障害者療育センター	八王子市長沼町13 06番地4	5人	午前9時30分から 午後4時まで
	休業日 (1)日曜日及び土曜日 (2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日 (3)1月2日から同月4日並びに12月28日から同月31日まで (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた日			

## 八王子市障害者療育センター管理備品一覧表

備品番号	品名	取得価格	取得日	規格
10046687	机	64,840	平成12年7月3日	コクヨCN-W630T123
10046729	片袖机	61,215	平成12年7月3日	コクヨSD-BDN147L3MM
10046807	食食用テーブル	106,502	平成12年7月3日	チトセDWT-1890CK-SHE
10046810	食食用テーブル	90,563	平成12年10月5日	チトセDWT-1660K-SHE
10046944	ロビーチェア 小	73,500	平成12年7月3日	コクヨCN-W631AH559
10046945	ロビーチェア 小	73,500	平成12年7月3日	コクヨCN-W631AH559
10047043	ロビーチェア 長	126,000	平成12年7月3日	コクヨCNW633AH559
10047066	医務室ベッド	156,450	平成12年7月3日	フランスベッドANFB-730 30B
10047078	医療用ワゴン	89,670	平成12年7月3日	コクヨHP-AG1
10047089	靴箱	86,100	平成12年7月3日	ウチダGP9715 2-581-0015
10047090	靴箱	86,100	平成12年7月3日	ウチダGP9715 2-581-0015
10047153	パンフレットスタンド	61,110	平成12年7月3日	コクヨS-ZR-PS90N
10047155	トレユニット (浅型)	57,225	平成12年7月3日	コクヨS-A413F1
10047163	金庫	260,400	平成12年7月3日	コクヨHS-131F32
10047166	薬品収納庫	108,675	平成12年7月3日	コクヨHP-SG11F1
10047175	背面ロッカー	75,600	平成12年7月3日	ウチダUW-938 2-549-8301
10047176	背面ロッカー	75,600	平成12年7月3日	ウチダUW-938 2-549-8301
10047177	背面ロッカー	75,600	平成12年7月3日	ウチダUW-938 2-549-8301
10047179	背面ロッカー	75,600	平成12年7月3日	ウチダUW-938 2-549-8301
10047180	背面ロッカー	75,600	平成12年7月3日	ウチダUW-938 2-549-8301
10047181	背面ロッカー	75,600	平成12年7月3日	ウチダUW-938 2-549-8301
10047182	背面ロッカー	75,600	平成12年7月3日	ウチダUW-938 2-549-8301
10047183	背面ロッカー	75,600	平成12年7月3日	ウチダUW-938 2-549-8301
10047227	アクリル鏡マット付	155,925	平成12年7月3日	コスインターナショナル
10047239	ホワイトボード	88,200	平成12年7月3日	コクヨHE-BBR136W1W1
10047240	ホワイトボード	88,200	平成12年7月3日	コクヨHE-BBR136W1W1
10047251	EFDプロジェクター代付	118,125	平成12年7月3日	コスインターナショナル13.07E
10047253	スポットライトセットスタンド付	61,425	平成12年7月3日	コスインターナショナル13.63
10047288	こたつ	52,500	平成12年12月20日	三菱EK-N1150TN
10047299	包丁まな板殺菌庫	99,120	平成12年7月3日	日本給食設備KT-112
10047311	冷凍庫 (検食保管庫)	501,900	平成12年7月3日	日本調理器SRF-E681H-T
10047330	液晶ビジョン	114,450	平成12年10月5日	シャープXV-C1
10047348	スーパーコンプレッサー	53,550	平成12年7月3日	学研8-541014
10047351	電気糸のこ	63,000	平成12年7月3日	新日本造形2355-666
10047373	キャリータンカ	67,987	平成12年7月3日	東陽精工TY-251
10047384	介護リフト (付属シート含)	223,651	平成12年7月3日	フランスベッドAN-03-01 (充電式)
10047387	全自動卓上高圧殺菌器	197,925	平成12年7月3日	タマノTC-220S
10047388	訓練用腰掛	126,000	平成12年7月3日	ミナトK3350
10047390	救急医療セット	98,700	平成12年7月3日	ナビスFK-200
10047401	プレー・テーブル	113,400	平成12年7月3日	コスインターナショナル2.01
10047403	プレー・テーブル	113,400	平成12年7月3日	コスインターナショナル2.01
10047404	プレー・テーブル	113,400	平成12年7月3日	コスインターナショナル2.01
10047405	遊戯学習システムセット	154,035	平成12年7月3日	コスインターナショナル1.01
10047415	ブローンボード	278,250	平成12年10月5日	あさ工房 (小)
10047422	センサーオルガンセット	134,190	平成12年7月3日	コスインターナショナル7.61
10047423	タンクドラム (10音) マットレス付	62,748	平成12年7月3日	コスインターナショナル60104
10047429	バブルユニット	160,100	平成12年7月3日	コスインターナショナル4015-170
10047431	エアポリンフラット	315,000	平成12年7月3日	ウチダ2-372-4420
10047433	バブルユニット変形ベッド	188,048	平成12年7月3日	コスインターナショナル
10047434	動きセンサー	363,300	平成12年7月3日	コスインターナショナル13.28
10089797	車椅子 (手押し)	93,000	平成15年3月25日	F196G-16
10089812	車椅子 (自走式)	98,000	平成15年3月25日	F196G-24
10347595	背面ロッカー	81,524	平成21年7月31日	コクヨSSS-MUR43
10350822	サイドグロウ (ファイバ-のみ)	73,500	平成22年3月9日	SG201FS
10358158	プロジェクター	74,980	平成24年1月26日	エプソンEBW-12
10363943	ポータブルガス発電機	96,444	平成27年3月18日	三菱重工MGC900GB

備品番号	品名	取得価格	取得日	規格
10364407	ノートパソコン	57,780	平成27年10月14日	東芝ダイナブックPBB15PB-SPA
10364406	液晶テレビ	64,400	平成28年2月10日	東芝レグザ40S10 TV
10400271	車椅子体重計	196,900	平成31年2月6日	AD-6106R
10401673	電子レンジ	41,979	令和2年4月2日	東芝 ER-RD100-W
10401674	業務用炊飯器	28,914	令和2年4月2日	タイガーJNO-A360-XS
10401675	ワイヤレスマイク・スピーカーセット	42,800	令和2年4月2日	サンワダイレクト 400-SP055
10401676	スナップ・プロジェクター	131,976	令和2年4月2日	回転用モーター及びスピード調整機能付 TFH 9BRPJ
10402614	冷凍冷蔵庫	411,400	令和2年11月30日	ダイワ401S1-EX
10404080	災害用エアーストレチャー	200,000	令和3年3月23日	レイズローバルCYN-11R
10407126	ガス給湯器	121,000	令和4年3月31日	ノーリツGQ-2437WS-FFA
10409887	マイクロカットシュレッダー	65,780	令和5年3月31日	アスカS800M
10412462	ポータブル吸引器	65,450	令和5年12月1日	スマイルケアKS-1000
10412463	入浴ストレッチャー用浴槽セット	132,000	令和5年12月22日	いうらNS-600付属用浴槽セット
10415390	トイレ保温具		令和7年3月10日	CORONAウォールヒート
10415391	トイレ座位補助具		令和7年3月14日	グラビティチェア・エアー

## 八王子市障害者療育センターリスク分担表

甲：八王子市 乙：指定管理者

区分	リスクの種類	リスクの内容	甲	乙	甲乙協議
準備段階	応募手続き	応募費用の負担に関するもの		○	
	募集要項	募集要項（関連資料を含む）の誤りによるもの	○		
	準備手続き	指定期間開始期における準備（引き継ぎ）費用の負担に関するもの		○	
事情変更	法令等の変更	管理運営にかかる法令変更			○
	税制度の変更	消費税率の変更			○
		法人税・法人市民税率の変更		○	
		上記以外で管理運営に影響する税率の変更			○
	物価変動	人件費・物品費等の物価変動に伴う費用負担に関するもの		○	
		著しい物価変動が発生した場合			○
	金利変動	金利変動に伴う費用負担に関するもの		○	
	需要変動	当初の需要見込みと実施結果との差異によるもの		○	
	不可抗力	テロ、暴動、天災等の不可抗力による管理運営の変更・中断等に伴う費用に関するもの			○
		テロ、暴動、天災等の不可抗力による施設・設備の復旧費用に関するもの（合理性が認められる範囲）	○		
全国的かつ急速なまん延のおそれのある感染症による管理運営の変更や対策等に関するもの				○	
業務執行	業務内容の変更	甲の指示により業務内容変更による経費の増加に関するもの	○		
		乙の帰責事由により経費の増加に関するもの		○	
	災害応急活動	甲の要請に基づき乙が協力業務に要した費用に関するもの	○		
	一部委託	乙が甲の承認を得て、業務の一部を委託した場合に生じた損害や経費の増加に伴うもの		○	

区分	リスクの種類	リスクの内容	甲	乙	甲乙協議
業務執行	債務不履行	甲の協定内容の不履行に伴うもの	○		
		乙の協定内容の不履行に伴うもの		○	
	第三者賠償（※）	甲に帰責事由があるもの	○		
		乙に帰責事由があるもの		○	
		甲と乙の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
財産管理	施設瑕疵	施設・設備に隠れた瑕疵が発見された場合に関するもの	○		
	施設損壊・損傷・劣化	乙の帰責事由により施設設備などの損壊・損傷・劣化に関するもの		○	
		上記以外の事由により施設設備などの損壊・損傷・劣化に関するもの	○		
	備品等の損傷・損壊・盗難	乙の帰責事由による場合		○	
上記以外の場合		○			
事業終了	指定の取り消し	乙の帰責事由により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合に関するもの（乙の損害・損失及び乙の甲又は第三者への賠償も含む）		○	
	事業終了・引継ぎ	事業終了時の現状復帰、業務引継ぎに関するもの		○	

（※）この場合の「第三者賠償」とは、施設の管理運営において、業務執行又は施設、備品等の不備に起因して、事故等による施設利用者の怪我等や個人情報の漏えい、騒音・振動等により第三者に対して不法行為等の損害賠償責任を負う場合のリスクのこと。

本表に定める事項に疑義が生じ、又は本表に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲と乙が協議の上、リスク分担を定める。